三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字三挺弓二八二三の四五、字猪ノ原二八五六の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平五四四四の二、五四四六、五四四八の五、五四五二の六、五四五二の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字吉村二三七の三から二三七の五まで、二六四の五、二六四の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字吉村二三七の三・二六四の五・二六四の六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市高崎町縄瀬字柳ノ上三九二六・三九二七の一・三九二七の四・三九三一の四・三九三一の七・三九三二の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町入江字大富山五〇一七の一、字大栄山五〇一九、字下的場谷八五六の一・八五八の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大富山五〇一七の一・字大栄山五〇一九・字下的場谷八五六の一・八五八の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町平子字猫ロ木山五三四六の一、五三四七の一、五三四八の一、五三五〇の一、五三五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字猫ロ木山五三四六の一・五三四七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町三坂字金屋子五〇七三の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備